

5. 法学部「学位授与の方針」

法学部は、所定の履修細則に従って卒業所要単位124を修得し、次の学修成果が確認できた者に「学士（法学）」の学位を授与する。

1. 現代をよく生きることについて、キリスト教の教えをふまえた考察ができる。

聖書がもつ今日的意義を理解し、それらをふまえながら、現代社会の中でよく生きることについて、自分の考えを論じることができる。特に、現代をよく生きることによって、人間の尊厳や基本的人権が最も根本的な価値であることに深い理解を示すことができる。

2. 高度な知的活動に必要な汎用的諸技能・能力及び英語力を活用できる。

高度な知的活動の基礎となる汎用的諸技能・能力（コミュニケーション力、論理的・批判的思考力、情報リテラシー、数理リテラシーなど）及び英語力を身につけ、活用することができる。特に、ものごとを論理的に説明するための思考力と表現力を示すことができる。

3. 課題を発見し、その解決のために学修成果を総合的に活用できる。

地域の課題をはじめとする様々な具体的課題を見つけ、教養教育及び専門分野の学修成果を総合的に活用することでその課題の解決案を提示することができる。特に、課題の発見と解決に法学の専門知識や関連する学修成果を活かすことができる。

4. ものごとを広く多様な視点から認識し、異なる認識・思考方法や価値観に理解を示すことができる。

自己や世界を歴史・社会・自然など多様な視点から認識し、異なる認識や思考方法、異なる価値観に理解を示すことができる。特に、法的問題解決という方法の有効性、自らの法的判断の正しさについて、つねに批判的視点を併せもつことができる。

5. 法学部においては、次の学修成果を示すことができる。

- (1) 法の支配及び法治主義を理解し、立法・司法・行政とそれぞれに携わる重要機関の役割を説明できる。
- (2) 主要な法分野における基本的な価値や法原理を理解し、それらを身近な問題解決に応用することができる。
- (3) 日本の主要な実定法を体系的に理解し、それらの基礎的な内容を説明できる。
- (4) 一般的な法的問題について、法的判断に必要な情報を集め、それらを整理して要点を説明することができる。
- (5) 法を解釈し適用する際の法的論理を理解し、具体的事実法を適用して法的結論を導き出すことができる。
- (6) 新しい社会問題について、法的対応の現状を説明し、あるいは別の新たな法的対応を提案することができる。